

受益者の皆さまへ

ニッセイアセットマネジメント株式会社

「ニッセイ J-REIT ファンド（2 ヶ月決算型）」信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイ J-REIT ファンド（2 ヶ月決算型）」（以下、「当該ファンド」といいます）につきまして、信託約款第 49 条（投資信託約款の変更）に基づき受益者および投資家の皆様のニーズに応えるため、下記のとおり決算月を隔月から「毎月」へ信託約款を変更させていただく予定です。また併せて、当該ファンドの名称を「ニッセイ J-REIT ファンド（毎月決算型）」へ変更させていただく予定です。受益者の皆様におかれましては、何卒上記事情につきましてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定している信託約款の変更内容および変更理由

「ニッセイ J-REIT ファンド（2 ヶ月決算型）」の決算月を隔月から「毎月」へ変更し、それに伴い当該ファンドの名称を「ニッセイ J-REIT ファンド（毎月決算型）」へ変更するため、信託約款の該当条文について所要の変更を行う予定です。

当該ファンドにつきましては、平成 18 年 6 月 21 日の運用開始より 2 ヶ月毎に決算を行う隔月決算を行ってまいりましたが、毎月分配に対する受益者および投資家の皆様のニーズに応えるため、当該ファンドを毎月決算にするよう信託約款を変更させていただく予定です。何卒ご理解賜りたく存じます。

この信託約款変更により、当該ファンドの決算日を、1・3・5・7・9・11 月の各 12 日から毎月 12 日へ変更する予定です。また、当該変更に伴いファンドの名称を「ニッセイ J-REIT ファンド（毎月決算型）」へ変更する予定です。なお、ファンド名称が変更された場合は、日本経済新聞朝刊の掲載名を「Jリート」から「JRE毎」へ変更する予定です。

2. 変更日程と手続き

① 公告日	平成 22 年 12 月 9 日
② 異議申立期間	平成 22 年 12 月 9 日から平成 23 年 1 月 12 日まで
③ 信託約款変更日	平成 23 年 1 月 21 日（予定）
④ 異議申立受益者の買取請求期間	平成 23 年 1 月 21 日から平成 23 年 2 月 9 日まで
⑤ 変更信託約款の適用日	平成 23 年 2 月 10 日

① 信託約款変更の予定は、平成 22 年 12 月 9 日から平成 23 年 1 月 12 日までの異議申立期間の間、弊社ホームページ (<http://www.nam.co.jp/>) にて電子公告します。

② 公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、ニッセイアセットマネジメント株式会社に対し、書面により、この信託約款変更に関する異議を申し立てることができます（詳細は「3. 異議申立ての方法」をご参照ください）。なお、平成 22 年 12 月 9 日以降当該ファンドをお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。また、平成 22 年 12 月 9 日時点で保有する全口数を既にご解約されている受益者の方につきましても上記異議を申し立てることができません。誤って当文書がお手元に送付されました場合は何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。当信託約款変更にご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

③ 信託約款の変更は異議申立ての受益者の合計口数が平成 22 年 12 月 9 日現在（平成 22 年 12 月 8 日申込み分を含む）の受益権総口数の 2 分の 1 を超えないときに行います。なお、この場合、信託約款の変更を行う旨を弊社ホームページにてお知らせします。

2 分の 1 を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。行わない場合は、信託約款の変更を行わない旨を、異議申立期間終了後速やかに弊社ホームページにて電子公告し、かつ受益者の皆様に書面にてお知らせいたします。

④ 信託約款の変更が行われた場合、異議を申し立てた受益者は、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます（詳細は「4. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて」をご参照ください）。

⑤ 信託約款が変更される場合、これが適用になるのは平成 23 年 2 月 10 日となります（※）。

※ ただし、第 29 期計算期間は平成 23 年 1 月 13 日から平成 23 年 3 月 14 日までとし、平成 23 年 3 月 15 日より始まる第 30 期計算期間から毎月決算とするため、平成 23 年 2 月の決算はございません（詳しくは Q&A を参照ください）。

3. 異議申立ての方法

予定しております信託約款変更に対し異議のある受益者の方は、下記の宛先に以下の内容を書面等にご記入のうえ、平成23年1月12日までに到着のご郵送にて異議を申し立てください。

- (1) 宛先 〒100-8219 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
ニッセイアセットマネジメント株式会社 投資信託業務室 約款変更グループ
- (2) ご記入いただく内容

① ファンド名（ニッセイJ-REITファンド（2ヵ月決算型）） ② 住所 ③ 氏名（記名・捺印） ④ 電話番号（日中連絡先） ⑤ ご購入の販売会社、取引店名、口座番号※ ⑥ 信託約款を変更することについて反対する旨（例：「上記受益権について、信託約款の変更に反対します。」）

※ 当該ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

- 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付できなくなる場合があります。
- 異議申立ての受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。
なお、その際、必要がある場合にはご本人様の確認のための書類をご提出いただくことがあります。
- 異議申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたことといたします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報（異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません）

4. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

信託約款の変更が行われた場合には、異議申立てされた受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。（なお、異議申立てされた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。引き続き保有していただくことも、通常通りご解約いただくこともできます。）

(1) 手続き手順

- ① 異議申立てをされた受益者に対し、弊社から「買取請求のご案内」を発送
- ② 買取請求必要書類に記入の上、販売会社へご提出
- ③ 販売会社／委託会社（弊社）を経由しての受託銀行（三菱UFJ信託銀行）への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑤ 当該ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託銀行からご指定銀行口座への受取金額の振込

(2) 買取請求の相手方

買取請求は、信託約款変更に対し異議を申し立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(3) 買取価額

買取りの価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは受託銀行で必要書類を受理した日に算出される基準価額とさせていただきます。

※ 受取金額は、上記買取価額から振込手数料および買取計算書郵送費用（郵便料金、簡易書留手数料）を差し引いた金額となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

(4) 買取請求期間

平成23年1月21日から平成23年2月9日まで

(5) その他

異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、信託約款変更に対し異議を申し立てたか否かにかかわらず、販売会社においては通常どおり、ご購入およびご解約のお申込みを受付いたします。なお、買取請求を行った受益権については、ご解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

<信託約款の変更内容は、次のとおりです。>

新	旧
<p>(ファンド名称) ニッセイ J-REIT ファンド (毎月決算型)</p> <p>(受益権の申込単位および価額等) 第 12 条 取扱販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「ニッセイ J-REIT ファンド (毎月決算型) 自動けいぞく (累積) 投資約款」にしたがって契約 (以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ②～⑥ (略)</p> <p>(信託の計算期間) 第 35 条 この信託の計算期間は、平成 23 年 3 月以降、原則として毎月 13 日から翌月 12 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 18 年 6 月 21 日から平成 18 年 7 月 12 日までとし、第 29 計算期間は、平成 23 年 1 月 13 日から平成 23 年 3 月 14 日までとします。 ② (略)</p> <p>附則第 1 条 第 12 条第 1 項の「ニッセイ J-REIT ファンド (毎月決算型) 自動けいぞく (累積) 投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ J-REIT ファンド (毎月決算型) 自動けいぞく (累積) 投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ニッセイ J-REIT ファンド (毎月決算型) 自動けいぞく (累積) 投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>	<p>(ファンド名称) ニッセイ J-REIT ファンド (2 ヶ月決算型)</p> <p>(受益権の申込単位および価額等) 第 12 条 取扱販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「ニッセイ J-REIT ファンド (2 ヶ月決算型) 自動けいぞく (累積) 投資約款」にしたがって契約 (以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ②～⑥ (略)</p> <p>(信託の計算期間) 第 35 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 13 日から 3 月 12 日まで、3 月 13 日から 5 月 12 日まで、5 月 13 日から 7 月 12 日まで、7 月 13 日から 9 月 12 日まで、9 月 13 日から 11 月 12 日まで、11 月 13 日から翌年 1 月 12 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 18 年 6 月 21 日から平成 18 年 7 月 12 日までとします。 ② (略)</p> <p>附則第 1 条 第 12 条第 1 項の「ニッセイ J-REIT ファンド (2 ヶ月決算型) 自動けいぞく (累積) 投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ J-REIT ファンド (2 ヶ月決算型) 自動けいぞく (累積) 投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ニッセイ J-REIT ファンド (2 ヶ月決算型) 自動けいぞく (累積) 投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>

以 上

<本状に関するお問い合わせは>

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506 (午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝祭日は除きます)

「ニッセイJ-REITファンド(2ヵ月決算型)信託約款変更に関するQ&A

Q 1. なぜ信託約款変更を行うのですか？

A 1. 決算月を隔月から「毎月」にすることで、受益者および投資家の皆様の分配金に対するニーズに応えるためです。

Q 2. 信託約款変更により運用方針は変わりますか？

A 2. 今回の変更は決算回数とファンド名称の変更であり、運用方針は変わりません。

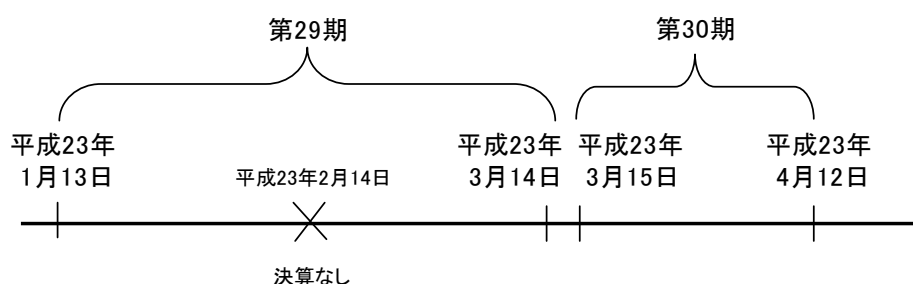
Q 3. 信託約款変更後、分配金額はいくらになりますか？

A 3. 分配金額をいくらにするかは、毎決算日に委託会社が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。したがって、あらかじめ一定の金額をお約束することはできません。

Q 4. 平成 23 年 2 月 10 日に毎月決算へ約款変更を行います。平成 23 年 2 月の分配はありますか？

A 4. 平成 23 年 2 月の決算はなく、分配金の支払いもありません。

以下の図で示すように、第 29 期計算期間は平成 23 年 1 月 13 日から平成 23 年 3 月 14 日までとし、平成 23 年 3 月 15 日より始まる第 30 期計算期間から毎月決算といたします。



Q 5. 何か必要な手続きはありますか？

A 5. 今回の変更にご異議のない場合は、お手続きの必要はございません。

ご異議がある場合は、委託会社に対して「異議申立て」のお手続きを行ってください。

Q 6. 「異議申立て」とは何ですか？

A 6. 今回の変更にご異議のあるお客様は、その旨を申し立てることができます。異議申立てをされたお客様の受益権口数の合計が、平成 22 年 12 月 9 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。

Q 7. 「異議申立て」はどのようにすればよいのでしょうか？

A 7. 書面に「信託約款の変更反対する」旨等所定の内容を記載し、委託会社に送付することで異議申立を行うことができます。

詳しくは、本書面 2 ページの「3. 異議申立ての方法」をご参照ください。